

「特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
兵庫県指定第 2871500449 号

当施設はご契約者に対し特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人洲本たちばな福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県洲本市由良 1 丁目 6 番 7 号
- (3) 電話番号 0 7 9 9 - 2 7 - 0 1 4 6
- (4) FAX 番号 0 7 9 9 - 2 7 - 0 3 8 4
- (5) 代表者氏名 理事長 伊富貴 幸廣
- (6) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 31 日
- (7) 法人が行う他の事業（予防事業含む）
介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業
通所介護事業・訪問介護事業・居宅介護支援事業
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業
小規模多機能型居宅介護事業・地域密着型老人福祉事業
- (8) URL <http://sumoto-tachibana.or.jp/>
- (9) E-mail y2t3a4@sumoto-tachibana.or.jp

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の構造 鉄筋コンクリート造 瓦葺 4 階建 4 階部分
- (2) 施設の延べ床面積 1, 2 0 2 . 4 4 m²
- (3) 洲本市の南東部に位置し、漁業が盛んな漁師町であり、当施設の東側には、紀淡海峡・関西国際空港などの泉南方面まで一望できる小高い場所に位置し、四季折々の風景が満喫できる静かな心安らぐ環境です。

3. ご利用施設の説明

- (1) 施設の種類 指定特定施設入居者生活介護事業
平成 17 年 10 月 1 日・兵庫県指定 2871500449 号
- (2) 施設の目的
特定施設入居者生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ケアハウス あげぼの苑
- (4) 施設の所在地 兵庫県洲本市由良 1 丁目 6 番 7 号
交通機関 淡路交通バス 停留所「由良福祉センター前」下車

(5) 電話番号 0799-(27)-0146

(6) FAX 番号 0799-(27)-0384

(7) 施設長氏名 山岡 誠吾

(8) 当施設の運営方針

施設は、特定施設サービス計画に基づいて、必要な介護、家事、相談、助言、能訓練、療養上の世話などを行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮していくものとする。

(9) 入居定員 30人

4. 施設利用対象者

(1) 当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援もしくは、要介護」と認定された方が対象となります。

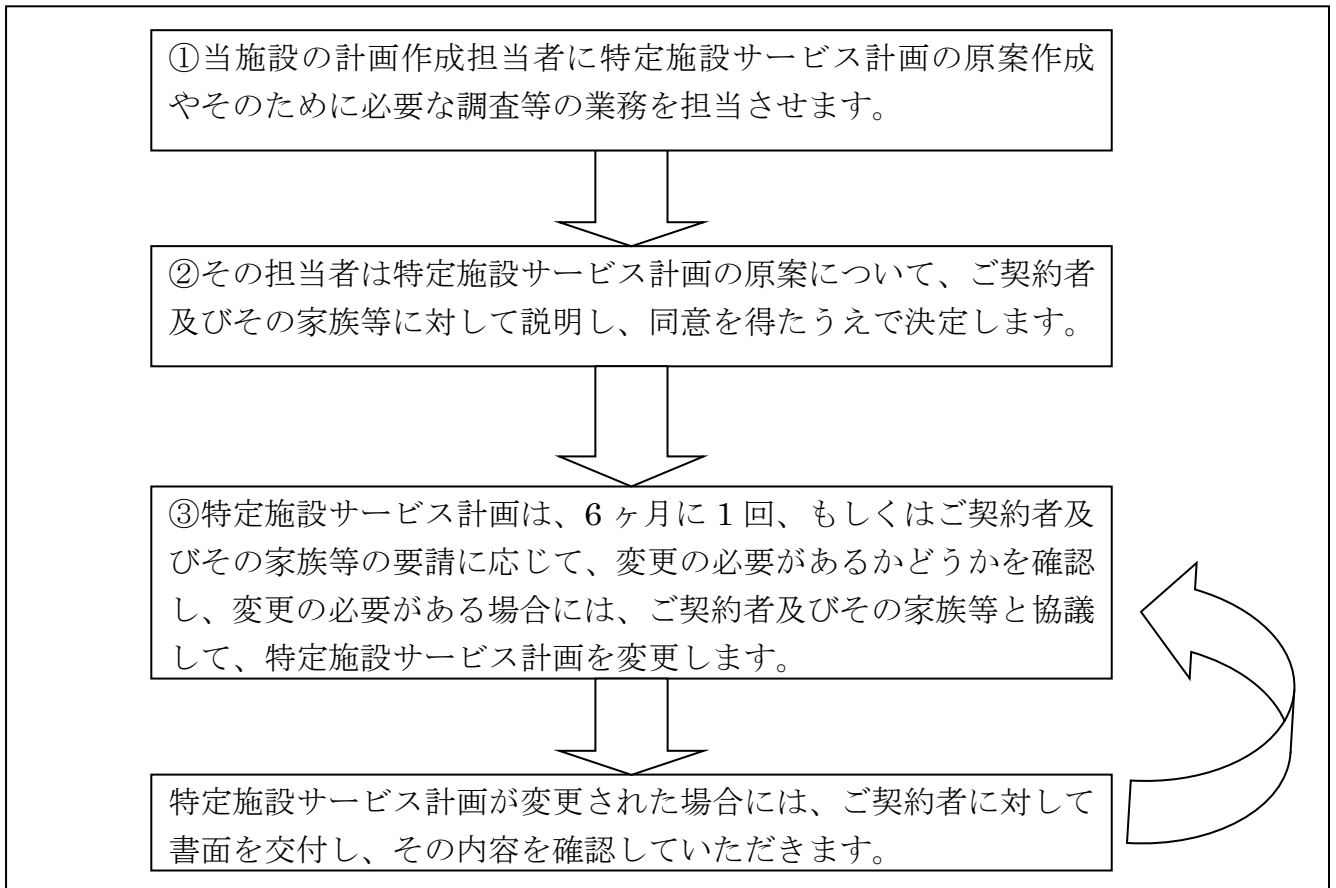
(2) 伝染病疾患及び精神的疾患を有せず、かつ問題行動が伴わないで共同生活に適応できること。

(3) 生活費にあてることができる資産、所得、仕送り等の収入があり、それらを合算した額で所定の利用料が負担できること。

(4) 確実な保証能力を有する身元引受人がたてられること。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。「特定施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設は由良総合福祉センターの4階にあり、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	数 量	備 考
居室（1人部屋）	30室	トイレ・給湯設備・冷暖房設備・ミニキッチン・洗面所
食 堂	1室	テーブル8基・椅子・空気清浄機・加湿器
談 話 室	1室	テーブル2基・椅子・マッサージチェア
浴 室	4室	個浴4基・バスリフト 併設施設の特殊浴（3F）や一般浴室（1F）も利用できます。
洗 濯 室	1室	洗濯機4基・衣類乾燥機3基・汚物処理機1基
相 談 室	1室	ソファー
事務室・休憩室	1室	職員用
エレベーター	2基	

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとしします。

※入居にあたり、居室のカーテンやじゅうたんについては、消防法上の管理要件から、防災・防災用のものを用意していただくことになっています。

7. 職員配置の状況

当施設では、ご契約者に対して特定施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 生活相談員	1名
3. 介護職員	10名
4. 看護職員	
5. 計画作成担当者	1名
6. 機能訓練指導員	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	標 準 的 な 勤 務 時 間 帯
1. 生活相談員	9：00～18：00
2. 介護職員	早出 7：30～16：30 日中 9：30～18：30 遅出 10：00～19：00 夜間 17：00～10：00
3. 看護職員	8：30～17：30

〈配置職員の職種〉

介護職員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員 … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。

計画作成担当者 … ご契約者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の計画作成担当者を配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

基本利用料（住居に要する費用・生活費・サービスの提供に要する費用）については、利用料別紙のとおりといたします。

その他に、当施設が提供する以下のサービスについて、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金表

【利用料金（1割負担の方）】

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
契約者のサービス利用料金（1）	1,830円	3,130円	5,420円	6,090円	6,790円	7,440円	8,130円
うち、介護保険から給付される金額（2）	1,647円	2,817円	4,878円	5,481円	6,111円	6,696円	7,317円
サービス利用に係る自己負担額（1-2）	183円	313円	542円	609円	679円	744円	813円

【利用料金（2割負担の方）】

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
契約者のサービス利用料金（1）	1,830円	3,130円	5,420円	6,090円	6,790円	7,440円	8,130円
うち、介護保険から給付される金額（2）	1,464円	2,504円	4,336円	4,872円	5,432円	5,952円	6,504円
サービス利用に係る自己負担額（1-2）	366円	626円	1,084円	1,218円	1,358円	1,488円	1,626円

【利用料金（3割負担の方）】

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
契約者のサービス利用料金（1）	1,830円	3,130円	5,420円	6,090円	6,790円	7,440円	8,130円
うち、介護保険から給付される金額（2）	1,281円	2,191円	3,794円	4,263円	4,753円	5,208円	5,691円
サービス利用に係る自己負担額（1-2）	549円	939円	1,626円	1,827円	2,037円	2,232円	2,439円

また、その他介護給付サービス加算として、以下を加算させていただく場合があります。

費目	算定要件(抜粋)	負担割合		
		1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数のうち、介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上である場合 (1日につき)	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上である場合 (1日につき)	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上、または、常勤職員が75%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上である場合(1日につき)	6円	12円	18円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合 (1日につき)	12円	24円	36円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合(1月につき)	20円	40円	60円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合 (3月に1回を限度)	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	外部の専門職等が事業所を訪問し、職員と共同で個別機能訓練計画を作成した場合(1月につき)	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	入居開始時及び6月ごとに、入居者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合 (6月に1回を限度)	20円	40円	60円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が50%以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に当該対象者の数が19を超えて10または端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合(1日につき)	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	上記要件(認知症専門ケア加算Ⅰ)を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修終了者を1名以上配置し、全体の認知症ケアの指導等を実施し、職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は予定した場合(1日につき)	4円	8円	12円
若年性認知症入居者受入加算	受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合 (1日につき)	120円	240円	360円

費目	算定要件(抜粋)	負担割合			
		1割	2割	3割	
ADL維持等加算 (I) (要支援者を除く)	入居開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において、 Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、必要な情報を活用し、かつ入居開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した ADL 値から入居開始月に測定した ADL 値を控除して得た値に、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えた ADL 利得の上位及び下位それぞれ1割のものを除く評価対象入居者の ADL 利得を平均して得た値が1以上である場合(1月につき)	30円	60円	90円	
ADL維持等加算 (II) (要支援者を除く)	上記要件(ADL維持等加算I)に加え、評価対象入居者の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である場合(1月につき)	60円	120円	180円	
夜間看護体制加算 (I) (要支援者を除く)	①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。②夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。③重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている場合(1日につき)	18円	36円	54円	
夜間看護体制加算 (II) (要支援者を除く)	夜間看護体制加算(I)の①及び③に該当すること。看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保した場合(1日につき)	9円	18円	27円	
看取り介護加算 (I) (要支援者を除く)	常勤の看護師を1名以上配置し、24時間連絡体制を確保し、看取りに関する指針を定め、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行い、看取りに関する協議等に生活相談員が参加した場合(1日につき)	死亡日以前31日～45日以下	72円	144円	216円
		死亡日以前4日以上30日以下	144円	288円	432円
		死亡日の前日及び前々日	680円	1,360円	2,040円
		死亡日	1,280円	2,560円	3,840円
看取り介護加算 (II) (要支援者を除く)	看取り介護加算(I)の要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合(1日につき)	死亡日以前31日～45日以下	572円	1,144円	1,716円
		死亡日以前4日以上30日以下	644円	1,288円	1,932円
		死亡日の前日及び前々日	1,180円	2,360円	3,540円
		死亡日	1,780円	3,560円	5,340円

費目	算定要件(抜粋)	負担割合		
		1割	2割	3割
科学的介護推進体制加算	入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービス提供にあたり、必要な情報を活用している場合(1月につき)	40円	80円	120円
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し、①入居者等の病状が急変した場合、医師又は看護職員が相談体制を行う体制を常時確保していること。②高齢者施設等からの診察の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。③入居者等の病状が急変した場合に、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 上記①～③の要件を満たす場合(1月につき)	100円	200円	300円
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	協力医療機関連携加算(Ⅰ)の①～③の要件を満たす以外の場合(1月につき)	40円	80円	120円
退居時情報提供加算(Ⅱ)	入居者等が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合(1回に限り)	250円	500円	750円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	感染症法第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。上記要件を満たした場合に算定(1月につき)	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導をうけている場合(1月につき)	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回、連続する5日を限度として1日につき)	240円	480円	720円

費目	算定要件(抜粋)	負担割合		
		1割	2割	3割
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ提供(オンライン)を行った場合(1月につき)	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、必要な安全対策を講じた上で生産性ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ提供(オンライン)を行った場合(1月につき)	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして兵庫県知事に届け出た指定特定施設であること 負担額⇒基本サービス費に適用加算を加えた単位数に12.8%を乗じた金額 ※2割負担の方は算出した金額の2倍の金額 ※3割負担の方は算出した金額の3倍の金額			

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事（酒等を含む）を提供します。但し、利用料金は実費となります。

（食事時間）

朝食 … 8：00～9：00 昼食 … 12：00～13：00 夕食 … 18：00～19：00

②理髪

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

（利用料金：1回あたり）

調髪 … 1,750円 丸刈り … 1,150円 顔剃り … 1,100円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は下記の通りです。

○管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預け入れている預金・介護保険料・社会保険料
公共料金・税金等の支払い手続き・利用料・医療費の支払い手続き、日用品等の
購入及び代金支払いの手続き

○お預かりするもの

上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等の保管

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを2か月ごとにご契約者へ交付します。

○利用料金

1か月当たり 1,000円

④レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます（費用に係る経費の実費をいただきます）。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事 と そ の 内 容	備 考
1月	初詣 新年会	
2月	節分豆まき	
3月	ひな祭り	
4月	創立記念行事 お花見 非常食体験	
5月	節句	
6月	避難訓練	
7月	七夕 ビアガーデン	
8月	納涼祭	
9月	敬老内祝い	
10月	運動会	
11月	避難訓練	
12月	クリスマス会 餅つき	

ii) クラブ活動

芸術クラブ、工作クラブ、買い物ツアー、手芸クラブ、音楽クラブ、いきいきクラブなど（費用に係る経費の実費をいただきます）。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。 1枚につき10円

⑥日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ、衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

⑦ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院および外泊時の移送サービスを行います。

※費用として送迎の場合、職員付き添いにて 2 時間 6000 円とします（業務に支障のない場合に限らせて頂きます）。

⑧契約書第 21 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間について従来発生していたすべての利用料金を日割り計算で徴収します。

⑨その他の費用

基本料金（住居に要する費用、生活費ほか、サービスの提供に要する費用）と加算料金等については利用料別紙の通りです。

光熱水費等の使用実費分は、毎月 20 日に前月分を徴収します。

※経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

⑩施設サービス以外の費用

ご契約者の規定回数を超える入浴・リネン交換等の実費分を徴収します。

※入浴介助は 500 円・リネン交換は 300 円で行ないます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記①、③、⑩の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求します。ア. 以外については翌月 20 日までに以下の方法でお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

また、都合により利用ごとに合わせて請求させていただく場合もあります。

ア. 下記のいずれかの金融機関の指定口座への口座振替（※ 振り込み手数料は不要です。）

○淡路信用金庫

○淡陽信用組合

イ. 下記指定口座への振り込み（※ 振り込み手数料は、契約者のご負担となります）

三井住友銀行 洲本支店 普通預金 3 7 9 4 5 0 4

ケアハウスあけぼの苑 (ケアハウスアケボノエン)

※その他の支払い方法についてはご相談ください。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	高橋内科医院
所在地	兵庫県洲本市宇原 2243
診療科	内科

②協力医療機関

医療機関の名称	洲本伊月病院
所在地	兵庫県洲本市桑間 423
診療科	内科 外科 整形外科 脳神経外科 緩和ケア外科 泌尿器科 循環器内科 呼吸器内科 皮膚科 婦人科 乳腺外科 リハビリテーション科

③協力歯科機関

医療機関の名称	竹内歯科医院
所在地	兵庫県洲本市栄町 1 丁目 3-7
診療科	歯科

9. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のようない事がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。（契約書第 15 条参照）但し、第 1 号の場合、特定施設入居者生活介護にかかる契約者のみが終了し、ケアハウスには引き続き入所していただけます。

- ① 業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑤ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）
契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。
その場合には、退居を希望する日の 30 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービスを従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者が連続して 3 ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が特別養護老人ホーム等、介護保険施設へ入所した場合、又は地域密着型施設（サービス）を利用する場合

(3) 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には契約を解除する場合があります。

この場合には、再び当施設に優先的に入所できるように努めます。

(4) 円滑な退居のための援助（契約書第 19 条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第 18 条の事業者からの解除による退居の場合にも、相応の努力をいたします。

○病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人（契約書第 22 条参照）

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てる事ができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残留品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告をうけた場合には、事業者は、新たな身元引受人をたてて頂くために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

11. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 川岸 淳子
（職 名） 生活相談員
受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00
（連絡先：ケアハウス あげぼの苑 0799-27-0146）

○苦情解決責任者（氏 名） 山岡 誠吾
（職 名） 施設長

○第三者委員（2名）
（氏 名） 船越 健司 越田 まさよ
苦情解決第三者委員は洲本市社会福祉協議会との共同設置です。
（連絡先：洲本市社会福祉協議会 0799-26-0022）

なお、苦情の窓口は受付担当となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5617 F A X : 078-332-5650 受付時間 9:00～17:15
○洲本市健康福祉部 介護福祉課 介護保険係	所在地 洲本市本町3丁目4番10号 電話番号：0799-22-9333 F A X : 0799-26-0552 受付時間 9:00～17:00

12. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ 居室内及び居室内の家具に入りきらない物
- ・ 観賞用魚類等を除く動物
- ・ 防火対策上、危険と思われる物

(2) 面会

面会時間 9:00～17:00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、緊急の場合を除いて2日前までにお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

14. 損害賠償について(契約書第 12 条、第 13 条参照)

当施設は、損害賠償保険に加入します。当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 重要事項に記載されている内容が変更された場合、以下のとおり通知いたします。

- ・担当者の変更等、軽微なものは口頭でお知らせします。
- ・その他内容については文章でお知らせします。
- ・制度改正等による大幅な変更は、文章でお知らせするとともに、場合によっては契約を更改させていただきます。

「指定特定施設入居者生活介護事業 重要事項説明書」 同意書

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護の入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定特定施設入居者生活介護 ケアハウスあけぼの苑

説明者職名 _____ 氏名 _____

私達は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（入居者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（契約者との続柄 _____）

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービス提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（契約者との続柄 _____）